

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年7月25日

京都市教育委員会

委員長 水野彌一

京都市教育委員会規則第6号

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第46条第5項中「学校保健法第12条」を「学校保健安全法第19条」に、「命ずる」を「命じる」に改める。

別表第1 京都市立日吉ヶ丘高等学校の項中「英語科」を「国際コミュニケーション科」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、京都市立日吉ヶ丘高等学校の英語科に在学している者（休学等のため、施行日以後に京都市立日吉ヶ丘高等学校の国際コミュニケーション科に入学した者と同一の学年に属することとなった者を除く。）の学科については、この規則による改正後の京都市立高等学校の管理運営に関する規則別表第1 京都市立日吉ヶ丘高等学校の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)